



高齢者向けの主な福祉サービス

令和7年7月発行

◆ひとりの生活は不安…

【P.1～2】

- ①緊急通報システム
- ②高齢者配食サービス
- ③救急医療情報キット
- ④安否確認



◆足腰の調子がちょっと…

【P.2】

- ⑤高齢者住宅改修費補助事業
- ⑥交通安全杖支給
- ⑦住民主体の通いの場
- ⑧元気ふっかつ教室



解決

◆ものの忘れが不安…

【P.3】

- ⑨おでかけ見守りシール
- ⑩徘徊者探索システム
- ⑪福祉サービス利用援助事業
- ⑫成年後見サポートセンター



◆出かける時は どうしよう…

【P.4】

- ⑬福祉タクシー利用料金助成
- ⑭ねたきり高齢者等移動支援
- ⑮福祉車両貸出事業
- ⑯車いすの貸出し



◆何か活動や交流をしたい、 情報提供が欲しい…

【P.4～5】

- ⑰認知症家族のつどい
- ⑱老人クラブ
- ⑲ふれあいいきいきサロン



◆その他 在宅サービス

【P.6】

- ⑳おむつサービス など

◆相談窓口 【裏表紙】

- 高齢者の困りごとの相談
- 高齢者虐待
- 地域包括支援センター

各サービスには、対象者の要件があります。まず、サービスを受けるかたの状況を、次の表にチェック☑して整理してみましょう。

項 目	年齢・状況		
生 年 月 日	大正・昭和	年	月 日生 (歳)
世 帯 状 況	☐ 一人暮らし	☐ 65歳以上のみの世帯	☐ その他
介 護 認 定	☐ なし		
	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5		
介護保険算定基準	☐ 第1、2、3段階（市民税非課税世帯）		
	☐ 第4～13段階（市民税課税世帯）		



チェックした後は、どのサービスが受けられるか、対象者の欄を見てみましょう。

◆ ひとりの生活は不安…

サービス	サービスの概要	対象者	窓 口
① 緊急通報システム 	急な体調不良の際に、事前に設置した通報装置や無線ペンダントを押すことでガードマンがかけつけ、迅速に救護活動につながります。また、健康に関する相談をすることもできます。（対象者②③④の場合、利用者負担あり） 	次の2つの要件を満たすかた 65歳以上または身体障害者手帳1～3級を受けており、かつ、慢性的な病気等で、常時注意が必要なかた - 以下のいずれかに該当するかた - 一人暮らしのかた - 同一敷地内に親族が居住している一人暮らしのかた - 同居している親族が就労・就学のため日中不在となるかた - 同居している親族が65歳以上で慢性的な病気等があり、常時注意が必要なかた	長寿福祉課 （長寿福祉係） 各総合支所
② 高齢者配食サービス	配食事業者が安否確認のために自宅へ訪問します。安否確認後昼食を手渡しします。確認ができなかった場合は、家族等に安否確認していただきます。（利用者負担あり）	食事の提供と安否確認の必要性が認められる65歳以上のみの世帯のかた ※昼食のみを目的に利用することはできません。	長寿福祉課 （介護保険係） 各総合支所

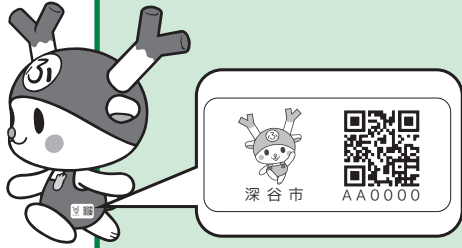
サービス	サービスの概要	対象者	窓 口
③ 救急医療 情報キット 	書類に必要な情報を記入後、透明の筒に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、いざという時の救急救命活動に役立てます。	① 健康上の不安があるかた ② 65歳以上の一人暮らしのかた、または65歳以上のみの世帯のかた	長寿福祉課 (長寿福祉係) 各総合支所
④ 安否確認	安否確認を目的として、月に1回民生委員・児童委員が訪問します。	65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、「在宅ひとり暮らし高齢者福祉票」の提出があるかた	社会福祉協議会 (地域福祉係)

◆ 足腰の調子がちょっと…

サービス	サービスの概要	対象者	窓 口
⑤ 高齢者住宅 改修費補助 事業 	転倒防止、介護予防を目的とした住宅改修費用の一部を補助します。 ※工事の前に長寿福祉課・各総合支所にご相談ください。	介護認定を受けていない65歳以上のかた	長寿福祉課 (長寿福祉係) 各総合支所
⑥ 交通安全杖支給	高齢者の交通安全を願って、歩行者用の杖を無料で差し上げます。(1人1回限り)	介護認定を受けていないまたは介護認定申請中でない70歳以上のかたで現在歩行の際に杖を必要とするかた	社会福祉協議会 (地域福祉係)
⑦ 深谷ふっかつ 体操 (住民主体の 通いの場) 	高齢者の閉じこもりや介護予防、地域における見守りや支えあいを目的に、市内の集会所や自治会館等で継続して体操(深谷ふっかつ体操)等を行います。	市内にお住まいのかた (各通いの場により異なります)	各地域包括 支援センター
⑧ 元気ふっかつ 教室	高齢者のための筋力トレーニング(深谷ふっかつ体操)を中心に、介護予防について総合的に学び自宅で実践できるようアドバイスする教室です。約3か月間、全12回のプログラムです。	市内にお住まいの65歳以上のかた	長寿福祉課 (介護保険係)

— 担当窓口の電話番号は裏表紙に記載してありますので、ご覧ください。 —

◆ もの忘れが不安…

サービス	サービスの概要	対象者	窓 口
⑨ おでかけ 見守りシール 	認知症等で徘徊している高齢者を発見した人がスマートフォン等で読み取ることで登録先の親族等へ通知が届くQRコード付きシールを無料交付します。 	① 要介護・要支援認定があり、徘徊の症状があるかた ② 認知症と診断されたかた	長寿福祉課 (長寿福祉係)
⑩ 徘徊者 探索システム 	対象者が業者の端末機を常時所持することにより、対象者の位置情報がインターネット検索、または、電話連絡で確認できます。	在宅で徘徊行動があり、外出時に家に帰ることのできない次のいずれかに該当するかた ① 65歳以上のかた ② 要介護認定のある40歳以上のかた ③ 知的障害児・者	①②のかた 長寿福祉課 (介護保険係) ③のかた 障害福祉課
⑪ 福祉サービス 利用援助事業 (あんしん サポートねっと) 	・基本サービス（必須） ① 福祉サービス利用援助 ・選択サービス ② 日常生活上の手続き援助 ③ 日常的金銭管理 ④ 書類預かりサービス	次のいずれにも該当するかた ① 認知症、知的障害、精神障害などで日常生活を送るうえで一人で判断することが困難なかた ② 本事業の契約の内容を理解できるかた	社会福祉協議会 (支援係)
⑫ 成年後見 サポート センター 	成年後見制度(※)に関する相談に応じます。専門的な知識を要する相談に対しては、予約制により法律・福祉の専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士)が相談をお受けします。	市内にお住まいのかたとその関係者	社会福祉協議会 (支援係)

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではないかたについて、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援（財産管理、病院や介護サービス利用の契約など）する制度です。（成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。）

◆ 出かける時はどうしよう…

サービス	サービスの概要	対象者	窓 口
⑬ 福祉タクシー 利用料金助成 	タクシー乗車時の初乗運賃相当額を補助する利用券を1年度当たり最大28枚交付し、移動時の費用負担を少なくします。	70歳以上のかたで次のいずれにも該当するかた ① 介護認定を受けている 要支援 1, 2 要介護 1, 2, 3 ② 介護保険料の算定基準 第1段階から第3段階	長寿福祉課 (長寿福祉係) 各総合支所
⑭ ねたきり高齢者等移動支援	寝台専用車両(車椅子乗車も可)の利用料金を助成します。助成限度額5,000円/回(市民税課税世帯は4,500円/回)	介護認定で、要介護4または5に認定された在宅のかた	長寿福祉課 (長寿福祉係) 各総合支所
⑮ 福祉車両貸出事業	通院や公共機関への諸手続き等の交通手段を目的として、福祉車両(リフト付、スロープ付、シート回転付車両)の貸出や、運転ボランティアを派遣します。	① 介護認定を受けているかた ② 身体障害者手帳をお持ちのかた ③ 精神障害児者、知的障害児者等で移動が困難なかた (公共交通機関の利用が困難なかた)	社会福祉協議会 (地域福祉係)
⑯ 車いすの貸出し	一時的に車いすを必要とするかたに対し、最長2週間貸出します。 ※市内の社会福祉法人(高齢者施設)においても貸出しを行っています。 貸出施設：ふじさわ苑・ひとみ園(人見)、むさし愛光園(大谷)、あかつき(東方)、深緑苑(江原)、サンライズガーデン(上手計)、かがやき(成塚)、福寿園(本郷)、エンゼルの丘(今泉)、岡部ビーラ(針ヶ谷)、ひびき(長在家)、清風苑(本田)、飛鳥の郷(上原)、フラワーヴィラ(小前田)	市内にお住まいのかた	社会福祉協議会 (地域福祉係)

◆ 何か活動や交流をしたい、情報提供が欲しい…

サービス	サービスの概要	対象者	窓 口
⑰ 認知症家族のつどい	認知症のかたを介護している家族を対象に、日ごろの悩みや思いを語りあうことができます。	認知症のかたを介護している家族のかた	長寿福祉課 (介護保険係)

— 担当窓口の電話番号は裏表紙に記載してありますので、ご覧ください。 —

サービス	サービスの概要	対象者	窓 口
⑱ 老人クラブ	老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行います。 ＜主な活動内容＞ ○スポーツ（グラウンド・ゴルフなど） ○ボランティア（空き缶拾い、パトロールなど） ○生涯学習（講演会、勉強会、料理教室など） ○レクリエーション（趣味活動、カラオケなど） ○世代間交流・伝承活動 ○地域支援活動（見守り訪問、集いの場開催）	 60歳以上のかた 	社会福祉協議会 (地域福祉係)
⑲ ふれあい いきいきサロン	地域を拠点に、参加者とボランティアで共に運営していく、楽しい仲間づくりの交流の場です。 ※開催地域等はお問い合わせください。	 地域住民	社会福祉協議会 (地域福祉係)

★市内には、高齢者が利用できる以下の施設がありますので、ぜひご利用ください。

《老人福祉センター・福寿荘》

場 所：沼尻482-1 電話番号：573-2940

休 所 日：月曜日（国民の祝日にあたるときはその翌日もお休み）

国民の祝日の翌日、年末年始（12月28日～1月3日）

利用時間：午前9時～午後4時

《はたらふれあい館》

場 所：東方1710-2

電話番号：575-0677

休 館 日：年末年始（12月29日～1月3日）

利用時間：午前9時～午後10時



問い合わせ先
長寿福祉課

《すぱーく深谷》

場 所：沼尻484-1

予約☎：573-6563



《すぱーく岡部》

場 所：後榛沢972-1

予約☎：594-9872

問い合わせ先
社会福祉協議会

※ゲートボールなどができる屋内施設です。利用には予約が必要です。

◆ その他在宅サービス

サービス	サービスの概要	対象者	窓 口
②① おむつサービス	おむつを月1回、配送により支給します。(現物支給) 支給限度額4,500円/月 (市民税課税世帯は4,050円/月)	在宅で、常時失禁状態にあるかたで、以下のいずれかに該当するかた ① 要介護3(排尿・排便全介助)または要介護4、5のかた ② 3歳以上で身体障害者手帳の1、2、3級または療育手帳のA、A、Bのかた	長寿福祉課 (長寿福祉係) 各総合支所
②① 介護保険等自己負担額助成金	介護保険の居宅サービスを利用したときに支払う自己負担額の4分の1を助成します。	介護保険の居宅サービスを利用しているかたで、介護保険料の算定基準が第1段階から第3段階のかた。 (市民税非課税世帯)	長寿福祉課 (介護保険係)
②② 有償家事援助サービス 	30分450円 (1日の最長利用時間は90分) 午前8時～午後5時まで ・部屋の掃除 ・洗濯、布団干し ・ゴミ出し ・食事の支度 ・買い物 など協力会員の活動できる範囲でサービスを提供します。(身体に触れる行為は対象外)	社会福祉協議会の会員である以下のかた ① 65歳以上のかたがいる世帯 ② ひとり親世帯 ③ 就学前の乳幼児がいる世帯 ④ 障害のあるかたがいる世帯 ⑤ ケガや病気により一時的に援助が必要な世帯	社会福祉協議会 (地域福祉係)
②③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス	1年に最大で4回自宅へ布団を集配し、丸洗いや乾燥消毒を行います。費用の1割が利用者負担となります。 ・丸洗いの場合は、730円 ・乾燥消毒の場合は、350円	在宅で、寝たきり高齢者等の以下のかた ① 75歳以上のみの世帯 ② 身体障害者手帳(肢体不自由)1級または2級 ③ 要介護4または5	社会福祉協議会 (地域福祉係)
②④ 訪問理美容サービス 	1年に最大で4回理容師・美容師が自宅へ訪問し、散髪などを行います。 利用者負担額は1,000円	在宅で、寝たきり高齢者等の以下のかた ① 身体障害者手帳(肢体不自由)1級または2級 ② 要介護4または5	社会福祉協議会 (地域福祉係)
②⑤ 特別障害者手当	在宅で精神又は身体の重度の障害により常時特別の介護を要するかたに月29,590円(変動する場合あり)の手当を支給します。手当用の診断書が必要です。 ※所得制限があります。	① おおむね身体障害者手帳2級程度の障害を重複して有するかた ② 療育手帳Aで常時特別の介護を要するかた ③ 精神障害・血液障害・肝臓障害等で、上記①又は②と同程度以上の障害を有するかた ④ 寝たきりの状態等で、要介護4、5相当の一部のかた	障害福祉課

— 担当窓口の電話番号は裏表紙に記載してありますので、ご覧ください。 —

◆相談窓口

★高齢者の困りごとの相談

先の生活に不安があるかた、介護保険サービスの利用方法がわからないなど、高齢者が抱える様々な困りごとの相談を受けています。（長寿福祉課、または担当地域の地域包括支援センターへご相談ください。）

★高齢者虐待

高齢者の方々が安心して生活するために、高齢者虐待のサインを早期に発見し円滑な支援につなげていくことが必要です。

深谷市では、「深谷市虐待防止ネットワーク会議」を設置し、行政、民生委員・児童委員、警察、医療機関および介護関係機関等と連携し対応できる体制を整備しています。虐待の可能性があると思った場合は、長寿福祉課、または担当地域の地域包括支援センターに連絡をお願いします。

（夜間、土、日、休日は深谷市役所 代表 **571-1211** へおかけください。）

また、緊急や生命に重大な危険があると感じた場合は、警察に「110番」通報をお願いします。

* 地域包括支援センターでは、高齢者に関する様々な相談もお受けします。お気軽にお電話ください。

地域包括支援センター			・ 高齢者等介護に関する心配ごとの相談 ・ 健康、福祉、医療など生活に関する相談 ・ 権利擁護に関する相談 ・ 虐待の早期発見・防止に関する相談 
名 称	電 話 番 号 FAX 番 号	担 当 地 域	
大里広域地域包括支援センター エンゼルの丘	546-1216 546-1218	岡部地域	
大里広域地域包括支援センター 深谷市社会福祉協議会	573-6869 573-0806	深谷、明戸、大寄地域	
大里広域地域包括支援センター 医師会なごみ	577-5371 577-5372	幡羅、豊里、八基地域	
大里広域地域包括支援センター はなみずき	551-1113 571-0553	南地域、上柴町西1丁目～7丁目、秋元町	
大里広域地域包括支援センター あねとす病院	577-3201 577-3261	藤沢地域、上野台の一部、東方の一部、 上柴町東1丁目～7丁目	
大里広域地域包括支援センター ふじさわ苑	571-1234 571-1446	川本、花園地域	

★各種サービスに関する相談

担 当		電 話 番 号	FAX 番号
深谷市役所	長寿福祉課	574-6645 (長寿福祉係)	574-6667
		574-8544 (介護保険係)	
	障害福祉課	571-1011	
ふくしの窓口(深谷市福祉総合相談窓口)		568-5014	
岡部総合支所	岡部市民生活課	585-2214	585-0255
川本総合支所	川本市民生活課	583-2532	583-2794
花園総合支所	花園市民生活課	584-1121	584-0929
深谷市社会福祉協議会		573-6563 (地域福祉係) 573-6561 (支 援 係)	573-0806

※令和7年7月1日現在の内容です。詳細については各担当窓口にご相談ください。